

議案第56号

天理市民会館条例の一部改正について

天理市民会館条例の一部を次のように改正しようとする。

平成25年9月9日提出

天理市長 南 佳 策

天理市民会館条例の一部を改正する条例

天理市民会館条例（昭和42年3月天理市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（使用料の減免）

第8条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。